

統 第 6 0 2 号
令和7年8月22日

県内住宅関連団体・企業 様

埼玉県総務部統計課長 福田和有 (公印省略)

令和7年国勢調査への協力・支援について (依頼)

統計調査の実施につきましては、日頃格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、国（総務省統計局）では、都道府県及び市区町村を通じて、本年10月1日を調査日とし「令和7年国勢調査」を実施します。

国勢調査は、国内に居住する全ての人及び世帯を対象とした、最も重要な統計調査です。調査の結果は、各種行政施策の立案、学術研究、企業等におけるさまざまな分野の基礎資料として利用されます。

ついては、調査を円滑に実施し、精度の高い調査結果が得られますよう、別紙（裏面）に記載の事項について御協力をお願いいたします。

担当：人口統計担当 小林

電話：048-830-2314

E-mail：a2300-16@pref.saitama.lg.jp

令和7年国勢調査における調査員の円滑な活動にあたり、 協力・支援をお願いしたい事項

○ 空き室状況の提供

国勢調査員は、集合住宅の各住戸を訪問し、調査票を直接配布しますので、世帯の方と面接できず、各住戸の居住の有無が判明しない場合は、居住者のいない住戸（空き室）であっても、何回か訪問させていただくことになります。前回調査では、このことがかえって管理員の方や居住者の皆様に不審に思われることがありました。

そこで、このようなことがないように、調査準備、又は調査実施段階で、市区町村及び国勢調査員等が、空き室状況の提供について、管理員の方や貴マンションの管理会社（支店・営業所）に依頼させていただく場合がありますので、その際は御協力をお願いします。

※ これは、統計法第30条に基づく協力依頼であり、個人情報の保護に関する法律第27条の「法令に基づく場合」に当たり、本人の同意なしの情報提供が認められています。

※ 調査で知り得た内容は、統計法により厳重に保護され、調査関係者が他に漏らしたりすることは絶対にありません。

○ オートロック式集合住宅における国勢調査員の円滑な調査活動への協力

オートロック式集合住宅では、国勢調査員は、共用玄関のインターホン等で連絡を取った上で、集合住宅内の各住戸を訪問しております。前回調査では、各住戸と共用玄関との往復を繰り返していたところ、かえって管理員の方や居住者の皆様に不審に思われることがありました。

そこで、今回はこのようなことが起きないようにしたいと考えております。つきましては、国勢調査員から各住戸を訪問する日時（複数日）を事前に連絡させていただいた場合は、訪問当日に各住戸に個別に連絡を取ることなく、連続して訪問させていただけるよう、御協力をお願いします。

○ 国勢調査実施の周知

国勢調査の実施について広く周知を図るため、貴事業所内への同封のポスターの掲示に、御協力をお願いします。

国 勢 調 査 に つ い て

○統計法に基づき、5年ごとに実施する国の最も重要な統計調査です

- ・ 総務省では、令和7年10月1日に、国勢調査を実施します。
- ・ 外国人を含む国内に常住するすべての人及び世帯が対象です。
- ・ 統計法では、調査票を記入・提出する義務（報告義務）や罰則が規定されています。

○国勢調査はなぜ行う必要があるのですか

- ・ 国勢調査の結果は、福祉政策、防災対策や住み良い街づくりの整備などの行政施策の基礎資料となります。
- ・ また、企業の需要予測や店舗の立地計画など民間でも幅広く利用されています。そのため、皆様から正確な御回答をいただけなかった場合、不正確な統計となってしまう、行政施策などが適切に行えなくなるおそれがあります。